

日弁連総第48号

2006(平成18)年11月6日

内閣府 規制改革・民間開放推進会議 基本ルールワーキンググループ

主査 鈴木 良 男 殿

主査 原 早 苗 殿

日本弁護士連合会

会長 平 山 正 剛



新司法試験制度、隣接法律専門職の業務拡大  
及び国民の利便性向上について（意見）

貴ワーキンググループより、本年10月23日付「規制改革・民間開放推進会議開催について」において求められた各事項について、当連合会の意見を申し上げます。

なお、貴ワーキンググループによる本年9月14日付の照会「士業に関する御意見・御要望について」に対しては、本年9月22日付「士業および法曹人口・法曹養成制度に関する考え方」をもって当連合会の考え方を示しておりますので、あわせてご参照されたく存じます。

新司法試験，隣接法律専門職の業務範囲拡大  
及び国民の利便性向上について（意見）

2006年11月6日  
日本弁護士連合会

新司法試験制度について

1 はじめに

法科大学院制度を中核とした新たな法曹養成制度は，司法改革の大きな柱の一つである。司法試験という「点」のみによる選抜ではなく，法科大学院 - 司法試験 - 司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度への転換がはかられ，ようやく法科大学院の第1期卒業生が受験した新司法試験結果が発表された段階である。現段階では，司法改革の柱である新たな法曹養成制度を着実に根付かせ花開かせることに注力すべきである。

予備試験制度を含む新司法試験制度は，この新たな法曹養成制度の趣旨に合致したものでなければならず，その観点から制度構築及び運用・検証を行っていくべきである。

2 新司法試験結果についての全般的見解

（1）第1回新司法試験受験者は既修者コース修了者である

本年9月21日に合格発表が行われた第1回新司法試験の受験者は，いわゆる法学既修者コース（2年コース）の修了者である。各法科大学院によって既修者コースへの取組みには差異があり<sup>1</sup>，第1回の結果だけを見て安易な判断や推測をすべきではない。新司法試験の問題内容自体は，概ね良好であったという評価が多いが，論点が多く時間が足りなかったという受験生が多かったとの報告もなされており，法的思考力を測定する試験への更なる改善が望まれている。来年は，未修者コース（3年コース）修了者が初めて受験する年であり，法科大学院教育の真価が問われる年でもある。

（2）一定の時間をかけて多角的な検証を

2004年にスタートした法科大学院制度は，まさに黎明期であって，各法科大学院も教育内容を試行錯誤している段階であり，制度が定着し完成するにはしばらく時間がかかる。1年や2年で結果を見るのではなく，不断の検証をしつつ，さまざまな角度からじっくり見守る必要がある。

この間の各法科大学院や合格者から断片的に伝えられた情報によると，法科大学院の理念に沿った教育で上位の成績を得た者が概ね新司法試験に合格しているとのこと

---

<sup>1</sup> 既習者コースを全く採用していない，あるいはごく少数しか採用していない法科大学院もある。法科大学院の入学選抜の方針として，3年コースを主軸に据えるという考え方は法科大学院の理念に照らして妥当性を有するものであり，むしろ3年コースが原則である。従って，既習者コース

であり、今後の検証が必要であるが、新司法試験と法科大学院教育が一定の相関関係を有していることがうかがわれる。ただ、注意すべきなのは、新司法試験の短期的な結果だけを見て法科大学院に対する評価を行うことである。それにより法科大学院の教育が司法試験対策偏重に陥るようなことがあってはならない。新しい法曹養成制度の中核はあくまでも法科大学院であり、法科大学院で充実した法曹養成教育が実施されなければ本末転倒である。新司法試験においては、法科大学院における教育のかなりの部分が対象外となっており、また新司法試験は「プロセス」としての法曹養成の一通過点にすぎない。法科大学院が新たな法曹養成制度の中核として機能しているかどうかは、新司法試験の結果だけから評価するのではなく、新たな法曹養成制度の趣旨を踏まえた多角的な評価・検証から判断すべきことがらである。

### 3 将来的な司法試験合格者目標数について

#### (1) 当面の課題

司法制度改革審議会意見書の提言に基づき、「新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら 2010 年ころまでに司法試験合格者数を年 3000 人程度とすることを目指す」という閣議決定がなされている(2002 年 3 月 19 日)。来年 8 月には現行 60 期の修習生約 1500 人が司法研修所を卒業し、11 月には新 60 期約 1000 人が司法研修所を卒業する。従って、来年だけで、約 2500 人の新規法曹が誕生することになる。今年の新規法曹は 1400 人程度であるから、急激なペースで法曹が増加していくことになる<sup>2</sup>。当連合会としては、この増員ペースを意識しつつ、一方で法曹の質が低下することがないように、法科大学院及び司法研修所における法曹養成教育の充実のために積極的に協力するとともに、新規登録弁護士の就職・開業の支援、登録後の継続研修等の充実に全力で取り組んでいる<sup>3</sup>。

#### (2) 合格者数の考え方

司法試験合格者数の問題は、法曹人口の問題に直結する。司法制度改革審議会意見書において法曹人口の大幅増が提言されたが、法曹人口問題は、量と質の両面から検討すべき問題であり、数だけが一人歩きする議論は極めて問題である。法曹に必要な質とは、例えば司法制度改革審議会意見書にあるような、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を有していることが考えられる。

合格者の急増によって法曹の質が低下していないか<sup>4</sup>、真に社会から期待される法曹

---

の修了者の多寡は、当該法科大学院に対する評価の尺度と無関係である。

<sup>2</sup> 弁護士人口の将来予測については、資料 1 参照。

<sup>3</sup> 当連合会では、本年度弁護士業務総合推進センターを発足させ、弁護士の業務基盤の拡充、弁護士情報提供制度の整備、研修の充実、社会における法的ニーズの検証等の諸課題への取組みを強化している。なお、日本司法支援センターのコールセンターに寄せられる相談も、法的ニーズ把握の関係では、注目する必要がある。

<sup>4</sup> 司法研修所第 59 期司法修習生のうち実に 107 名あまりが不合格ないし合格留保となったことは懸念材料の一つである。司法試験合格者数は 1990 年までは 500 人程度だったものをここ 14 年で 1500 人に増加させた。合格者数が年に 700 人の時代までは、不合格・合格留保者がゼロか、いて

たりえているか、社会の法的ニーズとのバランスがとれているかを、適切な方法で検証すべきである。急激な法曹人口増加は、まさに始まったばかりであり、現段階ではこの増員が法曹の質に及ぼす影響や、法的ニーズの充足度を検証すべきである<sup>5</sup>。合格者数・法曹人口の問題は、その検証の結果に基づいて議論すべき問題であり、かかる検証を抜きにした年間 3000 人を超える更なる増員には反対である。また、検証は、現状を静的に捉えるだけでなく、将来の予想も含めた動的な調査を行うべきであり、当連合会は既にこれに着手している。

#### 4 法科大学院修了者のあるべき新司法試験合格率について

##### (1) 成績評価と修了認定

法科大学院においては、厳格な成績評価と修了認定が行われなければならない。かかる前提での修了者における合格率が吟味されなければならない。従って、入学者数を前提とした合格率の議論は、無意味であるのみならず、有害である。法科大学院第 1 期生についてみると、法科大学院の既習者入学者 2350 人から旧司法試験に合格して退学した 92 名を除いた 2258 名に対して、修了認定者数は 2176 名であり、約 96% が法科大学院を修了しており、厳格な成績評価と修了認定がなされているといえるか検討が必要である。

##### (2) あるべき新司法試験合格率

法科大学院は、現在、制度完成途上にあるため、その教育における到達レベルについて模索中の面があり、いまだコンセンサスが形成されているとはいいがたい。法科大学院教育が完成レベルに達し、厳格な成績評価・修了認定がなされることを前提として新司法試験合格率を論ずるべきであり、合格率だけを単独で取り出して議論するのは適切ではない。

#### 5 新司法試験制度における予備試験のあり方について

---

も一桁台の前半であった。それにもかかわらず、合格者数 1500 人時代の最初である第 59 期で多数の不合格・合格留保が出た（資料 2 参照）。そのことが、司法試験合格者増加とどのような関係にあるのか、今後の検証を待たなければならないが、母数たる人数の増加、しかも急激な増加が、法曹の質に一定の影響を及ぼしうることを如実に示すものであり、質の確保が喫緊の課題であることについて警鐘を鳴らすものであると受け止めている。

<sup>5</sup> 注 3 記載の弁護士業務総合推進センターでの取組みや、日弁連法務研究財団での取組み。なお、法的ニーズは弁護士の求人数に端的に表れるが、弁護士求人の顕在的ニーズは、法律事務所、企業や自治体にはそれほど見られない。当連合会弁護士業務総合推進センターが実施した法律事務所に対する弁護士求人採用動向調査によれば、2007 年には法律事務所就職希望者より求人数の方が下回っており、数百人規模で就職難となる可能性もある。その後 5 年間については有意的な求人動向の把握はできないが、少なくとも現時点では多くの求人数は見込めない状況にある。また、企業や官公庁にも同様の弁護士求人調査を行った（調査対象は、国内企業は全公開会社等 3795 社、外資系企業 1457 社、自治体 849 機関、官庁 46 省庁）。その回答によれば、弁護士の採用を考えているのは、回答いただいた対象国内企業 1019 社中 49 社（4.81%）、同対象外資系企業 202 社中 11 社（5.45%）、同対象 369 自治体中 7 機関（1.9%）、同対象 28 省庁中 5 省庁（17.86%）という結果が出ている（国内企業以外は、現時点の仮集計）。そして、今後 5 年間の採用予定者数は、すべてを合計しても 100 名から 207 名強にすぎない。同調査については、資料 3 参照。今後調査を継続するとともに、ニーズ喚起のための方策を弁護士会としても講じていかなければならないと考えている。

## ( 1 ) 位置づけ

司法制度改革審議会意見書では、予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な道并确保する趣旨で設けられた制度との位置づけがなされている<sup>6</sup>。しかし、法科大学院自身も奨学金制度や夜間と土曜日の出席で修了できるコースの創設等、経済的に恵まれない人や有職者にも配慮した仕組みを用意している<sup>7</sup>。

従って、予備試験は、このような措置にもかかわらず法科大学院に行けない人に法曹資格取得の道を予備的に用意するものであり、その位置づけは、きわめて例外的・補完的なものであると考えるべきである。あくまで法科大学院が本則であることを確認しておきたい。

予備試験の制度が、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」すべきことは当然である。審議会意見書が大幅な人口増と一体のものとして、新たな法曹養成制度である法科大学院を中核としたプロセスによる養成という制度枠組みを設定したものであり、予備試験といういわば別ルートを設定することは、制度設計によっては、本則たる法科大学院のあり方を崩壊させる危険を含んでおり、慎重に制度設計を考えるべきである。

すなわち、法科大学院を新たな法曹養成制度の中核に据えた以上、予備試験は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいる」等の人々に該当しない通常の法曹志望者を誘引するようなものであってはならないのである。

## ( 2 ) 予備試験のあり方

予備試験制度の内容については、同制度の趣旨から、法律にも規定されているとおり、法科大学院課程修了者と同等の学識及び応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養が備わっているかを適切に審査できる試験でなければならない。

留意すべきなのは、新司法試験は法科大学院教育全体のうちのかなりの部分を試験の対象となしえていないということである<sup>8</sup>。例えば、法曹倫理は法科大学院では必修科目とされながら新司法試験では試されないという点等である。また、他の法律実務基礎科目や基礎法学・隣接科目も、必修もしくは選択必修となっているが、新司法試験では対象になっていない<sup>9</sup>。予備試験は、このような法科大学院教育全体を対象とし、これに代替しうるレベルに達しているかどうかをテストするものとなるようにすべきであって、この補完的なルートが本則である法科大学院制度の趣旨を失わせることのないように、その試験内容及び運用には格段の配慮が要求される。

---

<sup>6</sup> 資料 4 参照。

<sup>7</sup> 筑波大学法科大学院，北海学園大学法科大学院，大宮法科大学院大学，成蹊大学法科大学院，大東文化大学法科大学院，桐蔭横浜大学法科大学院，名城大学法科大学院，大阪学院大学法科大学院等。

<sup>8</sup> 例えば，法科大学院認証評価の際の基準となる 2 つのマインド（法曹としての使命・責任の自覚，法曹倫理），7 つのスキル（問題解決能力，法的知識，事実調査・事実認定能力，法的分析，推論能力，創造的・批判的検討能力，法的議論・表現・説得能力，コミュニケーション能力）のうち司法試験で試されるのはスキルの中の一部にすぎない（資料 5 参照）。

<sup>9</sup> 資料 6 参照。

## 隣接法律専門職の業務拡大について

### 1 はじめに

#### (1) 法律事務は法曹が担うという基本的な考え方

国民のさまざまな法的サービスのニーズに対しては、基本的に法曹がこれを担っていくというのが、司法制度改革審議会の提言である。そうであってこそ、法の支配を社会のすみずみにまで浸透させるという司法改革の大目的にかなう。司法制度改革審議会意見書は、法曹を他の隣接法律専門職とは区別し、法の支配の担い手としてその質と量の拡充を求めたのである。

#### (2) 隣接法律専門職の位置づけ

他方、隣接法律専門職については、弁護士人口が増加し諸般の弁護士制度改革が現実化する将来において、そのあり方を総合的に検討する必要があるとしつつ、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性に鑑み、当面の法的需要を充足させるための措置として、一定の業務範囲拡大がはかられた<sup>10</sup>。それらは、司法制度改革推進本部において十分検討され、業務範囲拡大のための諸立法がなされたばかりである<sup>11</sup>。そうであるのに、司法制度改革の実行が緒についたばかりのこの時期に、そこでの議論の経緯と切り離された形で隣接法律専門職の権限問題が議論されることは、適切なあり方とは思われない。

いずれにせよ、今後法曹人口は、早いペースで大幅に増加するものと見込まれる。従って、隣接法律専門職のさらなる法律事務業務拡大は、司法制度改革審議会意見書・司法制度改革推進本部における検討後に生じた必要性和合理性がない限り認めるべきではない。また、司法制度改革の中での業務範囲拡大により問題が起こっていないかの検証を経ることが必要である。

#### (3) 法律事務の代理について

特に、今回対象となっている訴訟やADRでの「代理」は、代理人のみの判断で依頼者本人の権利・義務の確認・変動という効果を直接発生させる行為であるうえ、代理人は依頼者とじかに接して依頼者と信任関係を持つものであるため、依頼者の権利・利益に影響を及ぼすこと大である。救済、紛争解決を求める当事者の代理人となる者は、不十分な法律知識でもって当事者や関係者を混乱に陥れたり迷惑をかけてはならず、また、利益相反や守秘義務についての鋭敏な感覚が必要であり、かつ依頼者への説明義務を尽くすことが求められるなど、厳しい職業倫理が要求される。このように、法律事務としての代理業務には、高度の専門知識と厳格な倫理的規律が不可欠である。

### 2 社会保険労務士への簡裁訴訟代理権、地裁以上での出廷陳述権付与等について

---

<sup>10</sup> 資料7参照。

<sup>11</sup> 特にADR手続代理権について、2004年11月26日司法制度改革推進本部決定（資料8参照。）及びそれに基づく平成17年社会保険労務士法改正等。

### （１）社会保険労務士会の要望事項について

社会保険労務士は、司法制度改革推進本部での検討の結果を踏まえて、平成 17 年の社会保険労務士法改正により、能力担保研修を経たうえで一定の ADR 手続における手続代理権が認められた<sup>12</sup>。今回要望されているのは、個別労働紛争事件についての簡裁訴訟代理権及び地裁以上での出廷陳述権、ならびに民間 ADR における単独代理権の上限を紛争の価額 140 万円に引き上げるといふ点であると理解する。

当連合会は、いずれについても反対である。理由は以下の通りである。

### （２）簡裁訴訟代理権等について

当事者主義構造をとる訴訟は、紛争解決手続の中でも代理人の専門知識に裏打ちされた技術と、対立構造の中で依頼者の利益を適切に擁護する倫理的規律が必要とされる。社会保険労務士は、現在一定限度で訴訟代理権・出廷陳述権が認められている弁理士や司法書士と異なり、これまで業務上訴訟手続への関わりがなく、訴訟手続に関する専門知識も経験もない。社会保険労務士が代理人として訴訟に業として関与することは、訴訟手続を混乱させるおそれがあるとともに、依頼者や関係者の権利・利益を害する恐れがある。

一定の分野について行政手続きの知識経験があるからといって、その分野の紛争解決、さらには訴訟を業として行うことができることにはならない。基本的な法律科目の習得を通じたリーガルマインドの涵養が基礎として必要であるとともに<sup>13</sup>、実効的な法曹倫理の規律に服することが必要である<sup>14</sup>。

なお、社会保険労務士会連合会は、憲法、民法、民事訴訟法等を試験科目に加えることを検討中であるとのことである。しかしながら、試験科目に含まれているからこれらの科目について法律事務を行うに足る専門知識があるということにはならない。法律事務を行うに足る専門知識があるかどうかは、まさに法科大学院 - 司法試験 - 司法修習 - 2 回試験という複数回の試験を含む「プロセス」での法曹養成の過程を経ているかということで判断すべきものである。

そして、かかる試験科目さえ存在しない現在の社会保険労務士は、かかる専門知識を類型的に有しないものであり、かかる基礎的な法的素養を有しない以上、能力担保研修の前提を欠き、とうていそれで代替・補完できるものではない。

### （３）ADR 代理権について

ADR 代理権についても、考え方は基本的に同様である。代理については、1（３）記載の問題があり、法曹以外に代理権を与えることには慎重であるべきである。

---

<sup>12</sup> 平成 17 年社会保険労務士法改正により、男女雇用機会均等法に基づく調停、都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん、厚生労働大臣が指定する民間 ADR での代理（ただし、紛争の価額 60 万円を超える場合は弁護士との共同受任が必要）が認められた。

<sup>13</sup> これこそまさに法科大学院を中核とする「プロセス」による法曹養成制度によって身につけることが必要とされているのである。

<sup>14</sup> 基本法律科目やリーガルマインドなど社会保険労務士に欠けているものを「研修」によって代替させることはできない。これらは本格的法曹養成教育の中で身につけさせるべきものである。このような基礎があつてこそ、「研修」によって一定分野の法律事務の専門知識の研鑽が可能となるのであって、このような基礎がないにもかかわらず「研修」によって代替できるとすれば、資格制度は意味をなさなくなる。

平成 17 年改正社会保険労務士法で一定の ADR 手続代理権が認められたばかりであり、そのうち民間 ADR での代理については、その施行すらなされていない<sup>15</sup>。同改正で社会保険労務士の一定の民間 ADR における単独代理が紛争の価額 60 万円以下のものについてのみ認められたが、まさにそのような少額の事件に限って単独の代理権を認めるという政策判断のもとに立法されたものである。1 年前の改正で社会保険労務士に与えられた ADR 代理権の実施と運用を踏まえ、問題がないかどうかを十分検証することが出発点であって、現段階で新たな権限拡大の議論をすること自体適切でない。

### 3 労働関係紛争における弁護士・社会保険労務士の関与の実態について

弁護士は、労働関係紛争を含む民事紛争一般に訴訟上・訴訟外（ADR を含む）の代理人として関与している。また、代理をしない場合でも法律相談を行っている。

他方、社会保険労務士は、一定の行政 ADR での手続代理の場面で関与しているのみである。手続外の代理（相対交渉等）はできないし、法律相談もできない<sup>16</sup>。従って、社会保険労務士の労働関係紛争への関与は、限定的である。

## 国民の利便性向上について

### 1 考え方

弁護士は、国民に対する法的サービスの提供者たるプロフェッションである。法的サービス提供者としての弁護士は、専門知識の習得と高い倫理の保持に努めるとともに、利用者である国民に対し、適切な弁護士情報提供をはかっていかなければならないと考えている。このような観点に立ち、弁護士会としては既に次のような制度を設けて実行している。また、今後も制度及びその運用の改善をはかっていく所存である。

### 2 多面的な弁護士情報の提供

平成 12 年に弁護士の広告が原則自由とされた<sup>17</sup>。加えてインターネットの普及により、現在多くの弁護士、法律事務所がウェブページ等で業務内容や受任条件の紹介・表示を行っている。

このように個々の弁護士がそれぞれ情報提供に努めるとともに、弁護士会としても弁護士情報提供制度の創設・拡充に取り組んでいるところである<sup>18</sup>。

---

<sup>15</sup> 厚生労働大臣の指定する ADR での代理であるが、いまだ厚生労働大臣の指定がなされた ADR はない。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 19 年 4 月施行予定）における認証制度施行を待っているものと推測される。

<sup>16</sup> 無償で行っているものはあるかもしれないが、報酬を得て業として責任をもって行うものと、無償でボランティアベースで行うものを同一視することはできない。

<sup>17</sup> 平成 12 年に改正された当連合会会則第 29 条の 2。

<sup>18</sup> 既に、東京弁護士会、第二東京弁護士会には、任意の制度として弁護士情報提供制度があり、各会員弁護士が取扱い分野等一定の情報提供を行っている。大阪弁護士会においても準備中である。加えて現在、当連合会弁護士業務総合推進センターにおいて、全国レベルの弁護士情報提供システ

### 3 弁護士・依頼者間で報酬に関する争いが生じた場合

弁護士は、受任に際し依頼者に報酬について説明し、委任契約書を作成しなければならない<sup>19</sup>。依頼者の弁護士に対する報酬の問題を含むさまざまな苦情については、各弁護士会に設けられた市民窓口・苦情相談窓口が対応している。そこでは、各弁護士会の責任ある立場の弁護士が市民からの苦情相談に応じ、必要な場合には苦情の対象になった弁護士に対し指導監督を行っている。また、必要に応じ、後述の紛議調停、さらには懲戒制度の紹介も行っている。これらは各弁護士会で独自に行われているが、当連合会としても市民窓口及び紛議調停に関する全国連絡協議会を設け、意見交換と相談対応スキルの向上をはかっている<sup>20</sup>。

さらに、弁護士法に基づき各弁護士会に紛議調停制度が設けられ、依頼者と弁護士の間の報酬等に関する紛議の調停を行っている<sup>21</sup>。

そして、最終的には、弁護士綱紀懲戒制度がある<sup>22</sup>。誰でも弁護士の懲戒を請求することができ、弁護士会及び当連合会が懲戒の理由があるかどうかを審査し、懲戒の理由があれば除名、業務停止、戒告等の懲戒処分を行う制度である。綱紀委員会、懲戒委員会には弁護士以外の外部委員も入り、透明性を確保したうえで綿密な審理が行われている<sup>23</sup>。

このように、利用者の保護・救済のために、苦情相談、紛議調停、懲戒制度という三層構造の制度を用意している。

また、弁護士報酬についての利用者に対する情報提供制度は、当連合会のウェブページに弁護士報酬に関する解説がなされており、当連合会だけでも平均して月10万件を超えるアクセスがなされている。当連合会のウェブページには、当連合会が定期的に行っている弁護士報酬に関するアンケート結果が示されており<sup>24</sup>、およその目安がわかるようになっている。更に、「市民のための弁護士報酬ガイド」というコンパクトなリーフレット<sup>25</sup>も作成しており、弁護士報酬に関する有益な情報を提供して、利用者の便宜をはかっている。

以 上

---

ムの構築を進めているところであり、2007年度には立ち上げることを目指している。

<sup>19</sup> 当連合会弁護士の報酬に関する規程第5条。

<sup>20</sup> 苦情相談の概況については、資料9参照。

<sup>21</sup> 弁護士法第41条。紛議調停の概況については、資料9参照。

<sup>22</sup> 弁護士法第56条以下。

<sup>23</sup> さらに当連合会に綱紀審査会が設置され、懲戒請求者の異議申し出に対応した審査が行われている。綱紀審査会は、弁護士、裁判官、検察官またはこれらであった者を除く学識経験者により構成される。

<sup>24</sup> 資料10-1及び10-2参照。

<sup>25</sup> 資料10-3参照。

< 添付資料 >

- ・ 資料 1 弁護士人口の将来予測（シミュレーション）  
（日弁連編著 弁護士白書 2006 年版データ）
- ・ 資料 2 司法修習生考試に関する資料（最高裁判所より受領した情報）
- ・ 資料 3 各種求人採用動向調査結果一覧  
（日弁連弁護士業務総合推進センター仮集計）
- ・ 資料 4 司法制度改革審議会意見書（72～74 ページ抜粋）
- ・ 資料 5 法科大学院認証評価パンフレット（財団法人日弁連法務研究財団）
- ・ 資料 6 中央大学法科大学院 2006 年度授業科目一覧  
（同大学院 2006 履修要綱より抜粋）
- ・ 資料 7 司法制度改革審議会意見書（86～87 ページ抜粋）
- ・ 資料 8 「今後の司法制度改革の推進について」  
（2004 年 11 月 26 日 司法制度改革推進本部決定）
- ・ 資料 9 苦情及び紛議調停概況（日弁連編著 弁護士白書 2006 年版データ）
- ・ 資料 10 - 1 日弁連「市民のための弁護士報酬の目安」  
《2005 年度アンケート結果版》
- ・ 資料 10 - 2 日弁連「中小企業のための弁護士報酬の目安」  
《2005 年度アンケート結果版》
- ・ 資料 10 - 3 日弁連「市民のための弁護士報酬ガイド」  
《2005 年度アンケート結果版》